(TAINS

SERIES TAINS解体新書

TAINS最新情報 ~新着個別通達と新着裁決事例から~



-----朝倉 洋子[目黒]

はじめに

平成28年3月28日現在、TAINSに は、38,701件もの情報が収録されてい ます。今月は、そのうちの、税区分「そ の他」、情報区分「個別通達」の1,884 件の情報の中から、新しく収録された 情報を選び、併せて最新の裁決2件を 紹介します。

I 新しく収録された個別 通達の探し方

TAINSに新しく収録された情報を 探すには、いくつかの方法がありま

TAINSのトップページには、毎週、 木曜日に、新しいトピックスが掲示さ れます。

このトピックス欄をスクロールすれ ば、最近収録された判決・裁決・個別 通達などに関する情報を知ることがで きます。

2 ☆ 2 0 1 6 年○○月収録分

キーワードとしては、「☆2016 年02月収録分」という探し方があり ます。この探し方は月単位で、その月 ごとに収録された全ての情報を知るこ とができますので、情報区分の指定で 全情報の中から個別通達にチェックマ -クを入れて検索します。

この場合の注意点は「2月」ではな く「02月」と必ず2桁で月数を入力 することです。

3 日付範囲指定

TAINSにログインしたら、画面左 下の「TAINSキーワード詳細検索」 を選びます。情報区分の個別通達にチ ェックマークを入れ、「日付範囲指定」 の「TAINS登録」欄に、探したい期 間の範囲を入力します。

例えば平成28年2月1日から同年2 月29日までというように期間を指定す ると、その期間中にデータベースに収 録された全ての情報を検索することが できます。

Ⅱ 最新収録個別通達

1. 最新収録個別通達

Tax Accountant Information Network System

次に、データベースに収録されてい る個別通達のうち、2016年2月に収録 された個別通達を検索するには、情報 区分の個別通達にチェックマークを入 れた上で、キーワード欄に「☆201 6年02月収録分」と入力すると22件 の個別通達を検索することができま

この22件のうち、情報公開法に基づ いて開示された個別通達は何件でしょ うか。「☆2016年02月収録分」 の次にスペースを入れて、「情報公開」 と入力すると次のとおり10件の情報に 絞られます。

(1)国税庁長官発信の「全国国税局調査 查察部長会議資料」1件

(2)大阪国税局発信の「確定申告期に留 意すべき事項等」「平成27年版 誤 りやすい事例 | 6件

(3)東京国税局発信の「課税関係訴訟事 件判決速報Na.1363~1365の3件

2 調査査察部長会議資料

平成27年9月16日に開催された「全 国国税局調查查察部長(次長·監理 官)会議 の資料です。

長文ですが、課税部と調査部との連 携の強化については、事案に応じた組 織的な対応として、調査の実施に当た っては、関係部署間の緊密な連絡・協 調体制の下、情報の共有化、適切な調 査体制の編成により、事案に応じた組 織的な対応を図り、争訟見込み事案に ついては、訴訟遂行が難航する場合が 多く、争訟対応の観点から、適切な法 令の適用や課税要件の充足、証拠の収 集・保全等について、調査段階での十 分な検討が必要であることから、訟務 官室は調査部課と緊密に連携し、調査 部からの要請に応じて審理面からの積 極的かつ的確な支援を実施することと しています。

所得税法157条行為計 算の否認

平28-02-15非公開裁決(全部取消し) F0-1-577

この事件は、漫画家である審査請求 人が事業所得の金額の計算上、必要経 費に算入した同族会社への業務委託料 について、原処分庁が請求人の所得税 の負担を不当に減少させるものである として所得税法第157条の同族会社等 の行為又は計算の否認第1項の規定を 適用して更正処分等を行ったのに対 し、請求人が、類似性のない同業者を 基に算定した業務委託料に基づいて、 この規定を適用することは違法である などとして、その全部の取消しを求め たという事案です。

争点は、本件委託料の支払を容認し た場合には、請求人の所得税の負担を 不当に減少させる結果となると認めら れるか否かです。

審判所は、次のように判断して課税 処分の全部を取り消しました。

【判断】

原処分庁が主張する方法で抽出され た各比準会社は、その業務の内容が本 件合同会社の業務の内容と相当な類似 性を備えているとは認められない。

所得税法第157条の適用に当たり、 株主等の所得税の負担を不当に減少さ せる結果となるか否かの要件該当性の 判断に当たっては、比準する同業者の 業種・業態を踏まえ、合理的に算定さ れた適正委託料とのかい離をもって本 件委託料が不合理又は不自然であるこ とを明らかにし、その結果、所得税の 負担が不当に減少しているか否かを判 断すべきである。

したがって、請求人と合同会社との 間の委託契約の内容に通常の経済活動 としては不合理又は不自然な事情が含 まれていることをもって、本件委託業 務に係る適正委託料の金額が直ちに正 当化されるものではない。

Ⅳ 押印のない期限内申告書

平27-04-01公表裁決(全部取消し) J99-1-01

この事件は、納税申告書としての他 の要件を具備している限り、押印がな いことのみをもって納税申告書として の効力がないものとはいえないと判断 した公表裁決です。争点は、この事件 における第一次申告書は、請求人の期 限内申告書に該当するか否かです。

審判所の次のとおり判断して課税処 分の全部を取り消しました。

【判断】

第一次申告書は、有効に成立した遺 産分割協議の内容に基づいて作成され たものであること、第一次申告書は、 長男の依頼により知人が作成したもの で、長男を除く共同相続人もその依頼 を認識しながら、これに異議を述べず 承諾していたことからすると、第一次 申告書は、遺産分割協議で成立した内 容を基に共同相続人の総意により作成 されたものと認められる。そして、こ のような申告書は、最終的に税務署長 に提出するために作成されるのが通常 であって、共同相続人についてもこの 相続に係る相続税の申告を予定して第 一次申告書を作成したとみるのが相当 である。

請求人は、第一次申告書の提出自体 には関与していないものの、長女に第 一次申告書の提出を任せていたものと 認められる。請求人は、納税するため に申告が必要であるという程度の認識 を有しており、請求人が本件相続に係 る相続税を納期限内に全額納付したこ となどの各事実を総合して考慮すれ ば、第一次申告書は、請求人の申告の 意思に基づいて提出されたものと認め るのが相当である。

収録内容に関するお問い合わせは データベース編集室へ TEL 03(5496)1416

②MJSの専門セミナー、システム研修 会計事務所所長・職員の皆様へ、 スキルアップの機会を 全国飞年間約1,200回開催、 紹介しています。 でした? 顧問先の多種多様な **-ズに応えるためにも、** 延べ約25,000名機が参加! ぜひご活用ください! 顧問先をバックアップ、 顧問先の経営者様・経理担当者様にも、ぜひ、ご案内ください。 255 最寄りの地域での開催スケジュールは 財務と経営システムのリーディング・カンバニー 東証第一部上場 株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928) Q MJS セミナー

菊川 怜